

第 3 回

総会議事録

日 時 令和5年9月13日(水) 13時30分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
欠	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第3回総会（定例）

日 時：令和5年9月13日（水）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第3回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年10月13日（金）

(2) 次回の委員調査について 令和5年10月11日（水）

7 そ の 他

8 閉 会

第3回総会議事録

(令和5年9月13日(水) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 23名

欠席委員 1名

開 会 午後1時30分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>本日は、9番 森田 委員 から欠席の連絡を受けております。</p> <p>在任委員数 24名、出席委員数 23名、決定委員数 1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから 鞠子 推進委員、第2ブロックから 高橋 推進委員、第3ブロックから 七五三 推進委員、第4ブロックから 石山 推進委員が出席しております。</p> <p>なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>議長については、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	開会及びあいさつ
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、17番 鐘水 委員、20番 石川 委員にお願いし、書記に 松本係長を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第10号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第10号農地法第3条の規定による許可申請について、案件は2ページから3ページに記載の9件で、農地の所在、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>62号と63号は、東沢地区 新山の畑 1,199 m²と田 905 m²について、市外の譲受人による所有権移転での経営拡張となる案件です。</p> <p>こちらについては、令和4年11月の総会で、官地を含む隣地との境界が把握できず、許可農地の範囲が特定できない、砂利混じりの土が敷かれ営農計画どおりの耕作が困難であるという理由から、問題点</p>

が改善されるまで許可の判断を保留した案件です。再審査を行うことを8月1日付で関係者に通知したところ、9月12日に申請者のうち譲受人より計画の再検討のためという理由で申請の取下げがありました。その旨、申請者の譲渡人2名に伝えましたが、譲渡人からは、現時点では申請の取下げ等の提出はありません。

なお、過去の判例等から一方の当事者が単独でその申請を取り下げることができるとなっております。従いまして、本許可申請は相互申請の実質及び形式を欠くことから、却下と判断すべきと考えています。また、申請者の譲受人には取下げを受理した旨、もう一方の譲渡人には申請の要件を欠くことから、却下する旨、それぞれ通知することとなるものと考えております。委員調査の日が取下げ提出前でしたので、9月11日に予定どおり、長澤委員により現地の委員調査を実施していただいております。当日は地元の後藤推進委員からも立ち会っていただきました。

続いて36号は、金井地区 志戸田の畠 295m²について、経営拡張のための所有権移転で、蔬菜栽培の予定です。

37号は、大曾根地区 上反田の畠 285m²について、新規就農のための所有権移転です。井上委員より調査を行っていただいております。

38号は、大郷地区 成安の畠 263m²について、新規就農のための所有権移転です。長澤委員より調査を行っていただいております。

39号は、楯山地区 上柳の現況 畠 631m²について、所有権移転による経営拡張です。井上委員より調査を行っていただいております。

40号は、西山形地区 門伝の畠 2筆、計 62m²について、隣接地に住まう親戚である譲受人による経営拡張のための所有権移転です。玉葱、ニンニク等を栽培予定です。

41号は出羽地区 漆山の現況 畠 1,371m²について、新規就農のための所有権移転です。井上委員より調査を行っていただいております。

42号は、金井地区 鮎洗の畠 2筆、計 383m²について、新規就農のための所有権移転です。長澤委員より調査を行っていただいております。

以上9件につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

62号、63号案件について、事務局の説明で申請者からの取下げについて報告がありましたが、1番 長澤委員から調査を行っていただいているので報告をお願いしたいと思います。

長澤委員

1番 長澤です。62号、63号案件については、前回、令和4年11月10日に現地調査を行っておりまして、その際、申請農地と隣接地の境界や申請農地の範囲が特定できない。また、砂利混じりの土が敷かれ踏み固められていた状態であり、提出のあった営農計画どおりのソバの栽培は困難であるということで、定例総会では調査結果を踏まえて、申請地の境界及び範囲を確定し、農地として利用可能な状態になるまで許可の判断を保留することになっておりました。

その後、何とか申請者が対応するという形になるかと思われまし

	たが、今回、9月11日に現地調査をさせていただいたところ、昨年11月の状況と変わらず、更に草が伸びてソバが栽培できる状態にありませんでした。譲渡人の内、お一人に来ていただいており、一部に境杭のようなものも打ってありましたが改善が見られないことから、許可の条件は満たしていないと判断しておった訳ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、現地調査後に、譲受人からの取下げを受理したということで、申請は却下になるものと判断しています。
議長	続きまして、37号について7番 井上委員から報告お願いします。
井上委員	7番 井上です。37号の申請地は議案書記載のとおりで、所有権移転による新規就農となっております。譲受人は [] 歳でしたので、農後継者などについてお聞きしたところ、[] が農作業を手伝うということです。 また、譲り受ける畠は荒れているという話でしたが、現地を確認したところ、譲受人が草刈りなどしていただいたようで、全体の4分の3程にウドなどが植えてあり、そのまま栽培は可能、残りは自家用野菜の栽培が可能と感じました。
	以上のことから、許可相当と判断しました。
議長	続いて38号について、1番 長澤委員から報告お願いします。
長澤委員	1番 長澤です。38号について報告いたします。申請地は議案書記載のとおりで、新規就農のため所有権移転です。譲受人の職業は [] で、農業に携わる世帯員は本人と [] 二人です。 対象農地は現在、[] の宅地の奥に接している畠 263 m ² で、宅地を通らなければ対象農地に入ることができない状況でした。今回は [] と畠と一緒に購入することが売買条件となっておりまして、譲受人も前々から自家用野菜の栽培をしてみたいという気持ちがあつたことから申請に至ったということです。譲受人は農業の経験はありませんが、営農指導などは受けずに、インターネットで調べて耕作し、ナス、蔬菜を栽培したいということです。宅地から耕運機などの農作業機械を持ち込むことができるかについても聞取りし、農地に入れるようになりますことを指導したところ、指導のとおりにしたいという前向きな回答がありました。 日頃からしっかりと耕作できるような状態になっているか、地元の委員にも見ていただくことも必要かと思いますが、許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。続いて39号について、7番 井上委員から報告お願いします。
井上委員	7番 井上です。39号の申請地は議案書記載のとおりで、所有権移

転による新規就農です。調査にあたって、申請者の代理人として [REDACTED] の担当者が来られて説明を受けました。

譲受人は [REDACTED] で、世帯員の [REDACTED] 実家で 30 年近く農作業手伝いをやってきた経験があり、[REDACTED] と二人で農作業を行うそうです。

このたびは山形市空き家バンクに登録された住宅に付随する農地で、譲渡人が空き家と申請農地も一緒に買ってもらいたいということから、母親も農業が好きだということで、今回の申請に至ったそうです。

対象地は現況が畠となっている 631 m² の農地で、二人で耕作するには広いと感じましたが、[REDACTED] に 30 年近い農業経験があることと、農作業機械は [REDACTED] の叔父からトラクター、耕耘機、草刈機、防除機などを借りて耕作するという話をしていました。現在、草丈で 1m 程の雑草が茂っていましたが、代理人より譲受人はこの農地を取得後、来春に草を刈り取って耕すという話をしていたということでしたので、実際に耕作できるのか聞いたものの、本人からやると聞いていたとしか返答をもらえませんでした。そのため、実際に耕作するよう強く代理人から申し入れするよう伝え、調査にあたった私からも電話することを伝えました。代理人から聞いた電話番号に電話しましたが、今のところ連絡が取れていません。ただ、[REDACTED] は会社員として勤めているようですが、まだ [REDACTED] ですのでもんとかできるのではないかと思います。地元の農業委員から現場での指導お願いする必要があると思いますが、許可すべきではないかと考えました。

皆様の意見もお聞きして、判断いただきたいのでよろしくお願ひします。

議長 続いて、41 号についても、7 番 井上委員から報告をお願いします。

7 番 井上です。41 号の申請地は議案書記載のとおりで、所有権移転による新規就農です。譲受人は [REDACTED] に勤務していますが、勤務先の近くに荒れた畠があったことから、ここでトマトの栽培をしてみたいと考え、今回の申請に至ったそうです。

勤務先との兼業でトマト作りはできるのか聞き取りをしたところ、[REDACTED] は、冬期間は忙しいが、夏場は農作業をすることが可能だとということでした。勤務先で [REDACTED] に出荷していることから、譲受人も [REDACTED] を中心にトマトを出荷したいと考えているそうです。なお、営農指導については近隣の方や農協、[REDACTED] セルリー農家の指導を受けるそうで、その方からは、荒れた農地に菌床くずを鋤き込み土壌改良した方がいいこと等アドバイスを受けているということでした。また、1400 m² 近くの荒れた畠を一人で草刈りし耕作できるような状態にすることはできるのか聞いたところ、畠は年 1 回程度の草刈り作業は行われてきた場所で、勤務先の従業員にも手伝ってもらうので問題ないということでした。譲受人の意気込みを感じたので、

	許可相当と考えています。
議長	ありがとうございました。次に42号について、1番 長澤委員から報告お願いします。
長澤委員	<p>1番 長澤です。42号について報告いたします。申請地は議案書記載のとおりで、新規就農のための所有権移転です。譲受人の職業は■■■で、農業に携わる世帯員は本人と■■■の三人です。対象農地は鮎洗にある十一面觀音の東側近くで、譲渡人が農地と住宅を相続したもの、譲渡人自身の住まいは相続した場所とは別にあるため、手放したいと以前から考えていたことから、仲介人を通して譲受人との合意し今回の申請に至ったとういことです。</p> <p>なお、譲渡人が相続した住宅は譲受人が取得後にリフォームして、別の方に住んでもらおうと考えているそうです。</p> <p>また、譲渡人は父の手伝いで4年ほど農業経験があり、農業経験が50年ほどある父の指導を受けて、まずは自家用野菜の栽培をしてみたいということです。今回の申請農地に隣接して父の農地があったことから、父と經營を分ける必要は無いのではないかとも聴きましたが、調査に同行した母親から、譲受人は■■■でもあり、鮎洗にある農地を将来とも守っていってもらうため新規就農を選択してもらったので、しっかりと家族が指導して耕作させるという話でした。</p> <p>以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
議長	ご苦労様でした。ただいまの説明に対し、皆さまからご質問・意見等を伺います。
鎧水委員	17番 鎧水です。確認ですが、62号、63号については、農業委員会の判断を待つことなく、申請者から取り下げられ、農業委員会の手を離れたという認識で良いかお聞きしたい。
事務局	譲受人が取り下げたことで、申請要件を欠く状態になっていることから、このたびは却下の判断について審議いただきたい。
推名委員	12番 推名です。39号は、農地付きの空き家バンク登録空き家にたまたま農地がついてきたため、消極的理由で新規就農するのか。
井上委員	7番 井上です。本人に代わって代理人からの聞き取りになったので、消極的なのは判断しかねるが、とにかくやるということです。
推名委員	12番 推名です。現在、草丈で1m程の雑草が茂っているといふことで、そのまま放置されないか心配です。
井上委員	7番 井上です。農地は何年か耕作されてこなかったようですが、葦など深く根の入るような草でなかつたので、機械を使えば来春か

	ら耕作可能だと考えられます。
熊谷委員	19番 熊谷です。自宅近くの農地だが、自家用野菜の栽培くらいなら十分できると思います。
鎌水委員	17番 鎌水です。ただでさえ荒れているのなら、耕作をしてもらうことに賛成です。
今野委員	4番 今野です。農地を取得する場合は代理人ではなく本人からの聞き取りが必要ではないか。
事務局	今回は本人が来られないということで、本人の代弁者として責任ある回答を求めている。
石川委員	20番 石川です。新規就農者の中で市の補助金等を利用する方はいるのでしょうか。
事務局	事前の聞き取りでは、補助金等を利用する方はいません。
議長	他にご意見等を伺います。 無いようですので、出席している推進委員の方からもご意見を伺いたいと思います。
七五三委員	小さな面積で農業を始める方はインターネットで調べて耕作するという方もおり、農業の苦労が分からぬまま就農する方が増えてくるのかなと思いました。また地元の農地が申請案件になっていますが、そういう方を積極的に応援することが必要と感じました。
議長	ほかにありませんか。無いようですのでお諮りします。 はじめに、議第10号のうち、62号、63号について譲受人より申請の取下げがありました。本許可申請は相互申請の実質及び形式を欠くことから、却下相当とのことで説明がありました。却下することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認められますので、62号、63号について却下することに決します。
議長	次に、36号から42号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認められますので、議第10号農地法第3条の規定による、36号から42号の許可申請について、許可することに決します。

議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は 4 ページ、議 第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、お願いします。</p> <p>案件は 5 ページから 6 ページの 6 件で、位置図は 7 ページからになります。</p> <p>7 ページをお願いします。28 号は山形広域クリーンセンターの南東、約 400m に位置する 南沼原地区沼木の畠 230 m² で、第 1 種農地相当と判断しております。転用目的は、隣接する宅地と合わせて、勤務地に近い当該農地を取得し一般住宅を建築するものです。</p> <p>8 ページをお願いします。29 号は、山形市総合スポーツセンター体育館の西、約 300m に位置する千歳地区落合町の田 995 m² で、転用目的は、敷地の拡張による駐車場の整備です。井上委員より調査を行っていただいております。</p> <p>9 ページをお願いします。30 号は、山形市出羽コミュニティセンターの南、約 300m に位置する出羽地区千手堂の田 327 m² で、第 1 種農地相当と判断しております。当該案件は 4 月の総会で農用地区域からの除外について適当である旨回答した案件です。転用目的は、実家に近い当該農地を使用貸借により借受け一般住宅を建築するものです。</p> <p>10 ページをお願いします。31 号は、市立大郷小学校の南東、約 650 m に位置する大郷地区銅谷口の田畠 2 筆、計 1,162 m² です。転用目的は資材置場及び仮設事務所設置のための一時転用です。長澤委員より調査を行っていただいております。</p> <p>11 ページをお願いします。32 号は、市立千歳小学校の東、約 150 m に位置する千歳地区落合町の田 573 m² で、転用目的は、併用地と併せて当該農地を取得しての、血液センターの移転です。</p> <p>井上委員より調査を行っていただいております。</p> <p>12 ページをお願いします。33 号は、市立金井小学校の西、約 1,300 m に位置する金井地区志戸田の田 263 m² で、第 1 種農地相当と判断しております。転用目的は、実家に近い当該農地を取得し一般住宅を建築するものです。</p> <p>以上の 6 件につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>29 号案件について、7 番 井上委員から報告お願いします。</p>
井上委員	<p>7 番 井上です。29 号の申請人および内容は議案書記載のとおりです。借人は山形農業協同組合で山形市、上山市、山辺町を区域とし、農業全般に関わる事業を展開しております。申請人は当該農地の隣接地で産地直売施設の運営を行っていますが、開設から 4 年を経過</p>

し、年間 33 万人を超える来客数があることから、来客者の増加によって駐車スペースが不足し、近隣の農道への駐車等による苦情や警察からの指導を受けている状況から、このたび、隣接する当該申請地を借受け、敷地を拡張して 31 台分の駐車場を整備するものです。当該農地は 1 種農地に相当しますが、既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張であり、当該申請地に代えて他に代替する土地もないことから、やむを得ないものと認められます。

被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水対策として敷地内の東西に浸透側溝を 2ヶ所設置します。また、山形市東部土地改良からの意見書もいただいております。なお、年間の借地料は 995 m²で [] 円だそうです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続いて 31 号について、1 番 長澤委員から報告お願ひします。

長澤委員

1 番 長澤です。31 号について報告いたします。申請者の借人は渋谷建設株式会社で、貸人、申請地は議案書記載のとおりです。申請理由は銅谷口橋整備工事に伴う資材置場及び仮設事務所設置のための一時転用です。借人は土木建築工事を請け負う法人ですが、このたび市道中野南線銅谷口橋整備工事の施工にあたって、工事請負期間中に仮設事務所、作業員の駐車場、重機、機材などの一時保管場所が必要であることから申請に至ったものです。一時転用でありまして、また、このたび申請のあった場所は工事の作業の効率とクレーンの可動範囲からみて当該地に代わるものは無いため、やむを得ないものと考えられます。使用期間は令和 6 年 3 月 25 日まであります。被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水はありません。一時転用後の復元計画についても確認しております。また、最上川中流土地改良からの意見書も提出されております。

仮設工作物であり、3 年以内の一時的な転用に該当することから、許可相当と判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続いて 32 号について、7 番 井上委員から報告お願ひします。

井上委員

7 番 井上です。32 号の譲受人は日本赤十字社で、譲渡人は議案書記載のとおりです。使用目的は併用地と併せて農地を取得し、日本赤十字社の血液センターを移転するもので、申請地部分は駐車場の一部として利用されます。日本赤十字社の血液センターは、山形市松波の赤十字会館内に事業所を構え、点滴推進と採血、血液製剤の配給事業を行っておりますが、現在の場所が土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域に指定されていることに加え、害虫の進入や

	<p>建物の老朽化が顕著になってきていることから、山形県農業共済組合跡地に血液センターの移転を計画しましたが、移動採血車、検診車、公用車15台、職員用50台、車いす用を含む来客用駐車スペース6台分の駐車スペースが必要ですが、農業共済組合跡地には駐車スペースが53台分しかないことから、18台分の駐車スペース、冬季間の除雪スペースが不足するため、隣接する当該農地を合わせて取得し、一体的に利用するものです。申請地は土地改良事業施行地ではありますが市街化区域に近接することから第2種農地に相当すると判断しますが、当該地に代えて他に代替できる土地がないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水は敷地内に浸透側溝を設置する計画です。また、山形市東部土地改良からの意見書もいただいております。なお、土地の取得費は573m²で [REDACTED] 円です。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第11号について、許可することに異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。</p>
議長	<p>これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>13ページをお願いします。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、内容は14ページから25ページまでの22件となっております。</p> <p>26ページをお願いします。農地法第4条届出書の受理について、内容は27ページの1件となっております。</p> <p>28ページをお願いします。農地法第5条届出書の受理について、内容は29ページから30ページの8件となっております。</p> <p>31ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、内容は32ページの2件となっております。</p> <p>33ページをお願いします。農地改良完了報告書の受理について、内容は34ページの2件となっております。</p> <p>35ページをお願いします。農地法第5条の規定による許可について、内容は36ページから37ページの8件となっております。</p>

	報告事項は以上です。
議長	次に 6. 連絡事項に入ります。事務局よりお願ひします。
事務局	次の定例総会、委員調査の予定、調査委員について説明
議長	次に、7のその他について事務局よりお願ひします。
事務局	農地法第25条による和解の仲介の申し立てについて説明 仲介員の選出について報告
議長	他に皆さまからありませんか。
阿部委員	5番 阿部です。農地法の許可にあたって写真等で説明があれば判断しやすい、導入したタブレット端末で見たり、プロジェクターに映して参加した委員で情報共有ができればなあいいと思うので検討して欲しい。
金子委員	2番 金子です。今のままでは難しいと思うが、今後の課題として検討していただければいいと思う。
事務局	タブレット端末で情報共有することは理想的ではありますが、タブレット端末の台数が農業委員全員分は無い状況ですので、可能なところは実現できるようにし、事務局でより良い方向で検討したいと考えます。
議長	他に皆さまからありませんか。 何もなければ、これで第3回総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。 (閉会午後2時59分)

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

